

三沢市起業化支援事業費補助金の流れ

STEP 1

三沢市認定連携創業支援等事業者又は、市内金融機関に創業相談する

※認定連携創業支援等事業者と市内金融機関は？

認定連携創業者支援等事業者

⇒「三沢市商工会」、「21あおり産業総合支援センター(創業相談ルーム)」、「よろず支援拠点」

市内金融機関

⇒市内の「青森みちのく銀行」、「青森県信用組合」、「青い森信用金庫」

STEP 2

三沢市役所 産業振興課に交付申請書類を提出する。

※交付申請書類

- (1)交付申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(様式第2号)
- (3)収支予算書(様式第3号)
- (4)事業計画書の証明書(様式第4号)
- (5)誓約書兼同意書(様式第5号)
- (6)他の補助金がある場合、交付申請書類及び交付決定通知書の写し
- (7)住民票の写し
- (8)納税証明書の写し
- (9)融資証明書(事業計画書記載の自己資金が、補助対象経費の5割未満の場合)
- (10)事業実施の見積書の写し

STEP 3

交付申請の受理～実績報告まで

- ①交付申請が受理されたら、市から交付決定通知書が送付される。
- ②交付決定通知書が届いたら、補助事業スタート
- ③補助事業が完了したら、実績報告書類を提出
(事業実施期間:交付決定日から令和9年2月28日まで)

※実績報告書類

- (1)実績報告書(様式第9号)
- (2)事業実績書(様式第10号)
- (3)収支予算書(様式第3号準用)
- (4)開業届又は、法人設立届出書
- (5)領収書の写し
- (6)対象経費の明細書
- (7)事業実施の写真
- (8)中心市街地活性化基本計画エリアの空き店舗を使用する場合、店舗利用契約書の写し

※実績報告は、令和9年3月15日までに提出

STEP 4

実績報告の受理～振り込みまで

- ①実績報告が受理されたら、市から確定通知書を送付される。
- ②確定通知書が届いたら、市に請求書(様式第12号)を提出する。
- ③市から事業者へ振り込み(補助金は精算払いのみ)